

院内感染対策指針（要約）

1. 感染対策に関する基本的な考え方

当院に関わる全ての人へ安全かつ適切で質の高い医療を提供するために、職員全員が科学的根拠に基づく院内感染対策を実践して院内感染防止に努めるとともに、感染症発生時は迅速な対策による制圧と終息を図る目的として、以下に示す各基本方針に基づいた活動を行います。

2. 院内感染対策のための組織に関する基本的事項

院内感染対策への対応および推進のため、院内感染管理委員会、感染管理部、感染制御チーム（ICT）、抗菌薬適正使用チーム（AST）を設置して組織的に活動します。

3. 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

院内感染対策の基本的な考え方および具体的方策について周知徹底を図るとともに、正しい知識と技術の習得、および感染対策への関心を向上させるために職員研修を実施します。

4. 感染症の発生状況の対応に関する基本方針

感染管理上重要な感染症の発生状況についてサーベイランスを実施し、院内感染予防と早期発見に努めます。

5. 院内感染集団発生時の対応に関する基本方針

各種サーベイランスをもとに異常をいち早く特定し、迅速な対応がなされるよう取り組みます。また、アウトブレイク発生時は、院内感染対策のために設置した組織を中心に、早期の発見、評価、終息に努めます。

6. 患者に対する指針の閲覧に関する基本方針

本指針は感染対策の理解と協力を得るために、いつでも閲覧できるように掲示します。

7. 院内感染対策推進のために必要な基本方針

院内感染対策推進のため、感染対策マニュアルを整備して職員へ周知徹底を図ります。また、定期的に見直しを行います。

8. 抗菌薬適正使用に関する基本方針

抗菌薬の適正使用推進のため、専門チームを設置して活動します。

9. 地域連携に関する基本方針

地域における感染対策推進のために、感染対策向上加算 1 の病院が開催する合同カンファレンスに参加するとともに、周辺地域の病院、施設、保健所、医師会等の各関係機関と協力し、連携を図ります。